

令和6年1月9日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高井康之
(公印省略)

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員の処遇改善については、介護職員の給与が他の職種に比べて低い状況にあり、人材確保のため処遇改善に取り組む必要があることから、これまで累次の措置が講じられてきました。今般、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、令和5年11月29日に成立した令和5年度補正予算において、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、令和6年2月分の賃金改善から前倒しで実施することとされました。

今回の通知は、本補助金に係る要件等の現時点の案について、別添のとおり、厚生労働省老健局老人保健課より、都道府県等の介護保険担当主管部局宛てに事務連絡が発出された旨の日本医師会からの情報提供です。

本補助金については、介護職員ベースアップ等支援加算を取得している事業所（令和6年4月から取得見込みの事業所も含む）かつ令和6年2・3月分（令和5年度中分）から実際に賃上げを行う事業所で、補助額の2/3以上は介護職員等の月額賃金の改善に使用する（4月分以降。令和6年2・3月分は全額一時金による支給を可能とする）ことが取得要件とされ、また、事業所の判断により、介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めるとされております。具体的な実施要綱等については、今後発出される予定となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・ 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金について
(令5.12.28 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737